

F A X 送付案内

平成30年12月25日

A 4 2枚(本状含む)

関係各位



鹿児島県農政部畜産課 家畜衛生係

鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL:099-286-3226 FAX:099-286-5599
eikan@pref.kagoshima.lg.jp

岐阜県における豚コレラ(6例目)の発生について

平素よりお世話になっております。
岐阜県における豚コレラ6例目の発生について、農林水産省から情報提供がありましたのでお知らせします。

【概要】

- ・確認日:2018年12月25日
- ・発生場所:岐阜県関市
- ・飼養状況:繁殖豚871頭、肥育豚6,676頭
- ・経緯:

(1)岐阜県が、12月23日(日曜日)、3例目及び4例目の豚コレラの発生に伴い設定された搬出制限区域内に所在する当該農場において出荷予定豚の検査を行ったところ、豚コレラを疑う結果を得た。
(2)このため、岐阜県は、12月24日(月曜日)、再度当該農場の立入検査を実施し、精密検査を実施したところ、本日、豚コレラの疑似患畜であることを確認。

※豚コレラ(法定伝染病)

豚コレラウイルスにより起こる豚やいのししの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴。感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大する。日本は、平成19年4月に清浄化を達成。

引き続き、緊張感を持って、侵入防止対策に万全を期していただきますよう、よろしくお願い致します。

なお、本病を疑う症状等が確認された場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所までご連絡ください。

※豚コレラに関する情報(農林水産省HP)

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/>

<発生予防対策の重要ポイント>

(ア)人・物・車両によるウイルスの持込み防止

- ・衛生管理区域、豚舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
- ・衛生管理区域専用の衣服、靴の設置と使用の徹底
- ・人・物の出入りの記録
- ・飼料に肉を含み、又は含む可能性があるときは、あらかじめ摂氏70度・30分間以上又は摂氏80度・3分間以上の加熱処理を徹底

(イ)野生動物対策

- ・飼料保管場所等へのねずみ等の野生動物の排せつ物等の混入防止
- ・豚舎周囲の清掃、整理・整頓
- ・死亡家畜の処理までの間、野生動物に荒らされないよう適切に保管